

横芝光町農業委員会 9月第6回定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月6日(月) 午後4時～午後4時50分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2番	鈴木 忠夫		
委 員	1番	宇井 久	3番	土屋 正明
	5番	大川戸 直美	6番	佐久間 正好
	7番	佐久間 幸子	8番	長峯 高明
	9番	越川 雅彦	10番	行木 栄一
	11番	小野 秀明	12番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第6 議案第5号

令和3年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和3年9月(第6回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 6番 佐久間正好委員、12番 平山雅英委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和3年9月6日提出 横芝光町農業委員会会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転3件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から③の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、鳥喰上字古御堂の田、169㎡です。客土をし、畑として利用する予定です。

2件目と3件目は、譲受人を同じとする申請で、2件目の申請地は、小川台字熊落台の畑、1,581㎡、3件目の申請地は、小川台字熊落台の畑、1,249㎡です。

申請のありました3件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9番 9番 越川です。この件は、経営規模を縮小したい譲渡人から、譲受人が自宅の隣接地である申請地を、経営規模拡大のため、売買により取得しようとするものです。なお、譲受人は酪農経営で、申請地に客土をして畑にし、アイスクリームの原料にする果樹や野菜の作付けを予定しています。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

3 番 3番 土屋です。この件は、経営規模の拡大を目指す譲受人が、経営規模を縮小したい譲渡人から、売買により農地を取得するものです。なお、申請地ではネギの作付けをすることです。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

3 番 3番 土屋です。この件は、経営規模の拡大を目指す譲受人が、畑について経営規模を縮小したい譲渡人から、売買により農地を取得するものです。なお、申請地ではネギの作付けをすることです。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和3年9月6日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の4条の許可申請は、1件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請地は、宮川字海老川の畑、257㎡です。

申請者は、食肉及び内臓加工販売を主に行う会社の代表で、外国人実習生の寄宿舎として、2階建ての社宅1棟、6室の建設を目的に転用の申請がありました。申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、光中学校東門から東へ約70mの位置にあります。都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地に該当し、原則として転用許可が見込まれません。

大利根土地改良区とは地区除外に関する協議が整っています。

汚水・雑排水については合併浄化槽による浄化後に排水路へ接続、雨水については、敷地内浸透とする計画で、土地改良区には排水の放流同意を得ています。

埋立ては行わず整地のみを行い、周囲にはフェンスを設置する計画です。隣接農地所有者は申請者のみです。工事期間は、令和3年10月15日から令和4年1月31日までを予定しています。

建設費は、全額を自己資金により賄う予定ですが、金融機関の残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。
この案件について、担当委員の説明を求めます。

6番 6番 佐久間です。ここへ行ってみましたら、今は梅の木が植えてありましたね。説明にあったとおり従業員の宿舎ということですので、よろしいじゃないでしょうか。お願いします。

議長 説明が終わりましたので、この案件について、質疑を許します。

議長 質疑、ご異議が無いようでしたら採決に入りますが、よろしいでしょうか。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

賛成全員、よって、この案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和3年9月6日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、8件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、横芝字向根の田(現況は畑)、485㎡です。

譲受人と譲渡人は夫婦で、現在、町外にお住まいですが、譲渡人の生まれ故郷である横芝で老後を安心して過ごしたいと、また、親族宅の隣接地でもある申請地に、専用住宅1棟を目的に夫婦間で使用貸借権を設定したいと申請がありました。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。申請地は、旧横芝行政センターから東へ約200mの位置にあります。

農地の区分は、第2種農地と判断できますが、他に代わりとなる土地がない場合には転用許可が見込まれます。

住宅に車庫などを含めた建築面積は111.11㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

また、両総土地改良区とは転用の協議が整っています。

汚水・雑排水については合併浄化槽による浄化後に既設の排水路へ接続、雨水については、敷地内浸透とする計画で、土地改良区の排水同意を得ています。

申請地には盛土を行い、周囲にブロック土留めを施工する計画で、隣接農地所有者へは説明済で承諾を得ています。工事期間は、令和3年10月20日から令和3年12月20日までを予定しています。

整地費及び建設費は、全額自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請2件目の土地は、宮川字三反田の畑1,573㎡です。

太陽光発電設備の設置を目的に売買により所有権移転するものです。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。申請地は、光文化の森公園芝生広場から北東へ約200mの位置にあります。

農地の区分は第2種農地と判断できますが、他に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。

設備の概要ですが、ソーラーパネル324枚とパワーコンディショナー9台を設置し、49.5kwの発電出力です。今回の発電事業計画については、経済産業大臣の認定を受けており、東京電力への電力需給契約申し込みも済んでいます。

埋立て等を行わず、整地を行い、外周にフェンスを施工する計画で、雨水は敷地内浸透としています。隣接農地所有者へは説明済で同意を得ています。

また、大根土地改良区とも地区除外の協議が整っています。工事期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までを予定しています。

土地代金および建設費には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

続きまして、申請3件目の土地は、傍示戸字五反町の田2筆、計210㎡です。九十九里地域水道企業団が実施する水道管新設工事に伴う工事作業用地として、一時転用をするために賃借権を設定するものです。

7月の定例総会で、栗山川の河床の下に水道管を埋設するための於幾地先での一時転用申請について審議いただきましたが、本件は、同じ新設工事に係る傍示戸地先側の一時転用申請となります。なお、農地以外の水道管施設用地12㎡を含めた全体の事業区域面積は、222㎡となります。

申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。申請地は、傍示戸青年館から西へ約350mの位置にあります。町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用事業で、他の土地での代替可能性がなく、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

現在の水道管の位置から場所が限られること、町から農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ていることから適合するものと考えます。

河川法に基づく河川区域内の土地の占用および工作物新設許可と道路占用許可が出ています。また、両総土地改良区からは一時転用の同意を得ています。

今回の一時転用箇所には、遮水シートを敷設し、周囲に大型土のうを設置、良質土で盛土を行い、さらに鉄板を敷設して利用します。雑排水は無く、雨水は道路排水と同様に隣接する排水路へ排水されます。

また、隣接農地所有者および耕作者に対しては、工事説明および土地利用説明を行っており、特に意見はなかったとのことです。

工事費および借地料につきましては、全額自己資金を充てる予定で、金融機関の残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。一時転用の時期ですが、令和3年10月1日に着手し、令和4年3月17日の完了を予定しています。

続きまして、申請4件目の土地は、傍示戸字石井戸下の田（現況は畑）2筆、計1,302㎡です。

水道管新設工事に伴い、工事車両の巡回場所及び資材置場用地として一時転用をするために賃借権を設定するものです。

申請地④と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。申請地は、傍示戸青年館から西へ約70mの位置にあります。町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用事業で、他の土地での代替可能性がなく、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

他に代わりとなる土地がなく、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。また、両総土地改良区からは一時転用の同意を得ています。

一時転用箇所には盛土等を行わず、整地を行ったうえで、工事車両巡回場所には、土木安定シートと鉄板を敷設し、資材置場部分は防草シート等で養生したうえで使用する予定です。雑排水は無く、雨水は敷地内浸透としています。

また、申請地は、道路と宅地に囲われているため、隣接農地はありませんが、道路を挟んでの隣接農地所有者および耕作者に対しては、工事説明および土地利用説明を行っており、特に意見はなかったとのことです。

工事費および借地料につきましては、工事請負代金を充てる予定で、水道企業団との建設工事請負契約書により確認しています。

一時転用の時期ですが、令和3年10月1日に着手し、令和4年3月30日の完了を予定しています。

続きまして、申請5件目から申請7件目は、同一事業で、九十九里地域水道企業団が発注した水道送水管耐震化工事に伴う資材置場および駐車場用地として一時転用するために賃借権を設定するものです。耐震化工事は光浄水場から松尾配水場の間で行われますが、今回の申請はその中の1工区分となります。

申請の土地は、5件目に記載の坂田字池の下の田（現況は畑）、702㎡のうち422.8㎡、農地以外の雑種地530㎡に仮設事務所を設置する予定で、雑

種地を含めた事業面積は、952.8㎡となります。

続いて6件目に記載の坂田字蟹井戸の畑、395㎡と7件目に記載の坂田字蟹井戸の畑、345㎡は、資材置場用地となります。5件目から7件目までを合わせた農地の一時転用面積は、1,162.8㎡となります。

申請地⑤から⑦と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

5件目の申請地は、県道横芝下総線のふれあい坂田池公園入口交差点から北東へ約20mの位置にあり、県道横芝下総線バイパスに面しています。

6件目と7件目の申請地は、横芝中学校野球グラウンドの東方向、大総新道を挟んだ向いに位置しています。

耐震化の工事個所は横芝中学校の北側ですが、近場で一団の資材置場等の用地が確保できなかったため、2か所となったものです。

申請地に町農業振興地域整備計画に定める農用地区域が含まれますが、一時転用事業で、他の土地での代替可能性がなく、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

他に代わりとなる土地がなく、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。また、土地改良の受益地にはなっていません。

一時転用箇所には盛土等を行わず、整地を行ったうえで、鉄板を敷設する計画です。雑排水は無く、雨水は敷地内浸透としています。

隣接農地所有者に対しては、工事説明および土地利用説明を行っており、承諾を得ています。

一時転用に必要な工事費および借地料につきましては、全額自己資金を充てる予定で、金融機関からの預金残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

一時転用の時期ですが、令和3年10月1日に着手し、令和4年4月30日の完了を予定しています。

続きまして、申請8件目の土地は、宮川字名木の畑、4,396㎡のうち2,400㎡です。

八匠水道企業団が発注した橋場地先の配水管更新工事に伴い、資材置場及び駐車場用地として一時転用をするために賃借権を設定するものです。

申請地⑧と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、役場南側道路入口から南へ約300mの位置にあります。

町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用事業で、

他の土地での代替可能性がなく、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

他に代わりとなる土地がなく、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。

また、大利根土地改良区とは一時転用の協議が整っています。

一時転用箇所には盛土等を行わず、シートネットと土嚢で養生したうえで使用する計画です。雑排水は無く、雨水は敷地内浸透としています。

一時転用箇所の隣接農地所有者は譲渡人のみですが、近隣の農地所有者に対して、工事説明および土地利用説明を行っており、特に意見はなかったとのことです。

工事費および借地料につきましては、全額自己資金を充てる予定で、金融機関からの預金残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

一時転用の時期ですが、令和3年9月30日に着手し、令和4年2月28日の完了を予定しています。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1番 1番 宇井です。本件は、農地転用について土地改良区と協議が整っており、問題はありません。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番 6番 佐久間です。ここも見てきました。49.5kwは低圧の電力で問題はないと思います。

議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

3 番 3番 土屋です。本件は、土地改良区とも一時転用について協議が整っており、問題はありません。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

3 番 3番 土屋です。本件は、土地改良と一時転用について協議が整っており、問題はありません。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 続いて5件目から7件目の案件につきましては、同一事業でありますので、一括して担当委員の説明を求めます。
- 8 番 8番 長峯です。本件は、工事のための一時転用であり、周辺農地への影響もないため、問題はありません。よろしくお願いします。
- 議 長 説明が終わりましたので、5件目から7件目の案件について、一括して質疑を許します。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、5件目から7件目の案件について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 賛成全員よって、5件目から7件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 続いて8件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 6 番 6番 佐久間です。現場に行って確認をしてきたんですね。そうしたら、鉄板が7～80枚敷いてあったんですけど、なんででしょうかねえ、我々はここへ遊びに来ているんじゃなくて、会議に来ているんですけど、その前にそういうことをするというのは如何なものでしょうか、以上です。
- 議 長 説明が終わりましたので、8件目の案件について、質疑を許します。
- 事務局 佐久間委員から発言のあったことにつきましては、県とも協議して、このような事がないよう指導してまいります。

議 長

他に質疑はございますか。無ければ、質疑を終了し、8件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数よって、8件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可後の計画変更承認申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和3年9月6日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。なお、1件目と2件目は関連しますので、その次のページも併せてご覧ください。

今回、申請がありましたのは、本年5月の農業委員会定例総会で審議いただき、許可相当として県知事に意見を送付し、県知事から許可を得ていた事業です。栗山字四海目の畑、1,011㎡に「専用住宅」と「貸資材置場兼貸駐車場」を目的に転用申請があった案件の変更承認申請です。

参考として申請地の位置図、公図、変更後と変更前の土地利用計画図を添付しています。

計画変更の内容ですが、「専用住宅」と「貸資材置場兼貸駐車場」の位置関係を交換し、専用住宅の面積を342.95㎡から343㎡に、貸資材置場兼貸駐車場用地の面積を668.05㎡から668㎡にするものです。

変更理由ですが、道路近くに住宅を配置することで、給排水工事及び電気配線工事などの費用が抑えられ、道路からの見栄えなど、住環境としても好ましいと、計画の見直しをしたいということで申請がありました。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。1件目と2件目の案件については、それぞれ関連する案件ですので、一括して担当委員の説明を求めます。

1 番 1番 宇井です。本件は、専用住宅用地及び、貸資材置場・貸駐車場用地の場所を入れ替える変更のため、問題はありません。

議 長 説明が終わりましたので、1件目と2件目の案件について、一括して質疑を許します。

1 1 番 11番 小野です。5月にも質問した関係ですか。自ら申請したものなのか、あるいは県から指導があったものなのか。

事務局 県からの差し戻しや指導ではありません。着手しようとする段階で譲受人が計画を見直したものです。すでに許可されていましたが、譲受人の都合でレイアウトを変更するため申請があったものです。

議 長 他にご異議、質疑等はございますか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目と2件目の案件について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目と2件目の案件については、原案のとおり承認相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第6 議案第5号 令和3年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第5号 令和3年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和3年度第6次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和3年9月6日提出 横芝光町農業委員会 会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、再設定1件、所有権移転が1件の合計2件です。

初めに再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地は、横芝 字 川田の畑、3,722㎡、賃借権の設定で、期間は10年間です。

最後に所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、資料に記載のとおりです。

所有権移転する農地は、篠本 字 新神野の田、4,020㎡、売買により本年10月31日引き渡し予定です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。
それでは、再設定の案件について、質疑を許します。

11番 11番 小野です。賃借料が高いように思われるが、10年それとも1年どちらか。

事務局 1年間の賃借料です。付帯設備の利用を含めての賃借料となっていますので一般的な賃借料より高額になっています。

議長 他に質問等ございますか。なければ、質疑を終了し、再設定について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって再設定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、所有権移転の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。無ければ、質疑を終了し、所有権移転について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって所有権移転については、原案のとおり決定いたしました。

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和3年9月(第6回)農業委員会定例総会を閉会します。